**平成２９年（フ）第１０６７号**
神奈川県大和市上草柳174―23ヴァンベール文ヶ岡303、住民票上の住所神奈川県海老名市国分南１丁目８番22号　サンダンステラスＣ棟102
債務者　坂井　繭良
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９８７号**
神奈川県鎌倉市西鎌倉１丁目５番18号
債務者　木村友規子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１０６０号**
横浜市南区真金町２丁目20番地８　ライオンズマンション横浜長者町南704
債務者　石川　和之
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第４９０号**
東京都八王子市東浅川町564番地４コーポひづれや103号
債務者　平山ミノリ
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第４５５号**
東京都小金井市貫井南町３丁目11番12号ハイツ柊第２　106
債務者　星　　光俊
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第５３０号**
東京都三鷹市新川５丁目16番３号はっぴーはいむ新川102
債務者　松岡　　清
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第９７０号**
横浜市瀬谷区二ツ橋町352番地１　グローバルパレス三ツ境206号室
債務者　高橋　良介
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１０８２号**
横浜市南区中村町３丁目207番地１　セラビ野口202
債務者　則松　美治
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止の取消決定確定及び破産管財人の選任等

次の破産事件について、当裁判所が平成29年３月７日にした破産手続廃止決定を取り消す旨の決定をし、同決定は平成29年４月21日に確定したから、次のとおり定める。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２９年（フ）第６６号**
広島市西区南観音町19番22―302号
債務者　砂田　敏美
1　破産管財人　弁護士　胡木　健志
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午後２時
平成29年５月29日
広島地方裁判所民事第４部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第６７６号**
名古屋市天白区元植田３丁目1205番地　ＳＰＡＣＥ北屋敷３Ｂ
破産者　青井　　仁
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１６３号**
高知市朝倉甲83番地１　東、開始決定時の住所高知市朝倉西町２丁目16番12―412号
破産者　小松　美和
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第３２９号**
京都府長岡京市一文橋１丁目９番４号
破産者　積笑こと　岡田　泰光
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第４４９号**
大阪府三島郡島本町江川１丁目10　府営島本江川住宅　３棟104号室、破産手続開始決定時の住所京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２　36棟108号
破産者　中道有美子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第７４４号**
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１　32棟814号
破産者　柳井　　隆
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第７５７号**
京都府城陽市寺田乾出北12番地の２
破産者　平山　清子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係